

**日程第21 議員提出議案第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について**

○議長（井上勝彦君）日程第21 議員提出議案第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）まず、意見書の朗読をいたします。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における政府の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

世界の多くの国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。

我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、私有物の撤去や土地の収用など初動体制に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、被害の拡大を招くことになる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害への対応を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月には、自由民主党、民主党、公明党3党が「緊急事態基本法」の制定で合意し、成立をめざしたが、今日まで制定され

ていない。

よって、政府及び国会におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官。

以上が案文です。反対論もあると思いますが、現在、非常事態への法整備がないため、国として大規模災害等に対処する体制ができていません。東日本大震災のとき、20以上の対策本部をつくったものの、相互の役割分担も指揮命令系統も不明確なため、大混乱に陥り、憲法上保障されている多数の生命、自由権、財産権、幸福追求権が犠牲となりました。結局、独立組織として動ける自衛隊と米軍の活躍だけが目立つ結果となりました。

以上の現実を直視して、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）まず第一に、ここで言われている緊急事態基本法という法律そのものが、どういうものなのかのご説明をお願いいたします。

第二に、先ほど東日本大震災のときに、いろいろ、メモできてないので、結局は、法律がなかったためにうまく機能しなかったというようなことを言われたんですけども、大

災害時への、大規模災害への対応に対しては、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法とか、法律はきちりあるけれども、結局、政府の初動体制に問題があったため、法律がなかったからうまくいかなかったというふうには思わないんですけれども、そのことについてのお考えをいただきたいと思います。

それと3点目は、武力攻撃、テロや大規模自然災害への対応ということで、この三つ並べてあるんですけれども、なぜ、この自然災害への対応と、武力攻撃、テロが同列になっているのか、この3点についてお尋ねします。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）どういう事態かといいますと、広範囲に国家的な対策が、対応が敏速にできる。これが必要な事態を言います。

法律があると言いますが、これは大規模な国家的な混乱、危難に対する法律ではありません。武力、テロあるいは大規模災害と、これらに共通して言えるのは、今の憲法体制で、例えば、人権あるいは財産権、これを制限するときに、法律をつくったり、裁判で決着がついてから道を広げるというような、こういうことが必要な場合には、結局、人命の救助、災害被害を最小限度に食い止めるといって国家目的が達成できない。ひいては、国民の人命、財産が不当に阻害される、侵害を受ける、こういうことをございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）私の最初の質問の仕方が悪かったのかもしれないけど、緊急事態とはどういうことかではなくて、緊急事態基本法とはどういう法律なのかということをお尋ねしましたので、それに対するお答えをお願いします。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）緊急事態に対して、適切に対応できる対策を立てると。そういう内容の法律であります。確定しておりません。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）先ほど、答弁の中で、武力攻撃、テロ、自然災害が同列なのは、救助のために建物を壊したりとか、土地を収用したりするのに、まず裁判が必要とおっしゃったのかな、時間がかかるからだということをおっしゃられたんですけれども、実際に東日本大震災の際に、救助するために緊急事態基本法がなかったことが救助に影響があったのかどうかということで、実際にいろいろなところで聞いた話を書いたものを読んだもので、ちょっとややこしいんですけど、実際に救助に行かれた方の話では、支障がなかったということをお聞かせいただけます。

それと、結局は、さっきも言いましたけれども、大規模災害に対しての対応というのは法律があるので、それで別に対応ができないわけではありません。結局、武力攻撃とかテロのときに、憲法が保障している基本的人権を制限したりだとか、私有物の撤去や土地の収用とかの行動の自由を与えるということが目的の法律なんではないのかなと思うんですけども、それで間違いありませんか。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）間違いありません。国民の憲法によって保障される人権を国家が守るといえるときに、適切有効な手段をとれる体制を整えておくというのが国家の当然の責務であります。今、それが行われていないから、こういう意見書が出されるものであります。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）3点質問させていただきます。先ほど、2番議員がお尋ねになられた緊急事態の定義とは、という点ですけれど

も、これは、平成16年5月に3党合意がなされた緊急事態基本法(仮称)についての覚書、緊急事態基本法の骨子というのがあるんですけども、これに掲載されている緊急事態の定義とは、一体どういうことを指しているのかをご説明いただきたい点と、2点目は、この意見書内容では、憲法に非常事態条項が明記されていないと指摘されている点で、非常事態条項を明記することを意図し、基本的人権を一時的にも脅かすという憲法改正を主張しているととれますが、3党合意で出されている緊急事態基本法は憲法改正を視野に入れているのでしょうか。

3点目、平成16年5月、自民、民主、公明3党合意があったにもかかわらず、政権交代がその後あったにせよ、3党内の政権であるのに、なぜ今に至っているのか、経緯をご説明いただきたいと思います。

○議長(井上勝彦君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 緊急事態の定義というのは、先ほどから申し上げておりますように、国家が国民の生命、財産、あるいは国土が危難に陥ったときに、国家がある意味では現在の憲法体制に制限を加えて対処しなければならないと、そういう状態であります。

それで、3党合意が遅れた理由というのは、政治家の決断力がなかったからです。本当に国民、国家、財産を守ろうとすれば、こういうことは当然、何十年も先に整備されておくべきですけども、いろんな反対、不当な扇動を恐れて、選挙目当てに遅れさせていたと、そういうことです。

憲法改正は視野に入れておりません。

○議長(井上勝彦君) 17番 松本君。

○17番(松本健一君) 私の質問1点目は、これは覚書に書かれている定義ですけども、ちょっと読ませていただきます。「対象となる事態、国家緊急事態は、我が国に対する外部

からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態とする」というのが3党合意の中身です。それ以外の解釈等は、逆に危険な発言だと思います。

それと、二つ目の、憲法の解釈に抵触するんじゃないかという点においては、このままの意見書だと、必ずしもそれを指しているわけではないですけども、逆に否定しているわけでもない文章ではないでしょうか。

あと、3点目の3党合意に関しては、必ずしもその政治家の決断というよりも、やはり、この憲法解釈の部分に抵触するおそれがあるからこそ、これだけ時間をかけ、また、緊急事態にあったとしても、先ほど2番議員がおっしゃられたように、必要な法整備、周辺事態法や武力攻撃事態法、国民保護法や災害対策基本法が整っているからこそ、まだ時間、猶予があるかと思いますが、その点に関して、改めて聞かせていただきたいと思います。

○議長(井上勝彦君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) まず、憲法に抵触する、憲法は国民の人権を保障している国家の基本法なんです。人権が保障されなくなると、そういう危険に直面したときに、国家が大きな利益を守るために小さな制限を加える、それによって国家・国民を救うと。大きな被害から国家・国民を救うと。こういう趣旨ですので、憲法の趣旨に合致しておりこそすれ、外れていることではないと考えます。

それから、3党合意が遅れたというのは、いろんな解釈がありますが、私は、結局、世界中どの国でも緊急事態法というのはあって、大きな国家的な災害あるいは武力攻撃を受けたときには、これに対応する法体系が整備されております。日本国は憲法第9条の幻想に引きずり回されて、世界の情勢の現実を目をつぶって、政治家が政府の、自分のため

に、自己保身のために、世界中では当然の常識とされていることをやっていなかったと。その結果として今になっているので、憲法に抵触する云々の話はありません。私はそのように理解しております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書に、反対の立場から討論をしたいと思えます。

反対理由の一つは、緊急事態基本法を制定しなくとも、現存する法律、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法等で、今後の大規模災害への対応は可能と考えます。

二つは、原発事故への初動対応の遅れを指摘しているが、これは現行の法律、制度が本来予定していた組織、機能が、準備不足などにより適切に働かなかったことが問題だと考えます。

三つは、原因も事態の様態も異なる武力攻撃とテロ、自然災害を一くくりにすることは、

我が国社会と国民生活のすべてに有事法体制を持ち込むもので、人権侵害を一層拡大すると、このおそれがあると考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立少数であります。

よって、議員提出議案第1号は否決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に一任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長(井上勝彦君)以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(井上勝彦君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)9月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さん方におかれましては、9月3日の開会以来、19日間にわたりまして、平成23年度の決算案件をはじめ、補正予算などあわせて39件すべての議案につきまして、ご承認をいただきましたことに、心から御礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、原発事故からエネルギー問題が大きくクローズアップされる中で、本市も自然エネルギー拡大に向けて取り組んでいるところでございます。その一つとして、メガソーラー発電を考えております。手法はいろいろ考

えられますが、モデルケースとして、法人に市有地を賃貸し発電していただく契約を、この8月10日締結しました。この土地は、紀北橋本エコヒルズ紀ノ光台用地の一部法面であり、この契約では、市が法人に対して年額120万400円で20年間賃貸することとなっております。この法人は、現在、関係機関と協議中であり、今年度内に発電を開始する予定のようでございます。

また、国政では、与党・野党、第一党ともに代表選挙、総裁選挙真っ盛りでございます。いろいろ論点はあると思いますが、市町村の立場で言いますと、交付税や補助金の交付が遅れるようなことはないようにしていただきたい。橋本市もそうありますが、全国どここの経済状況も厳しく、切れ目のない有効な対策を国には期待したいと考えております。

台風の通過とともに、めっきり涼しくなりました。秋は台風の季節でもあります。特に最近では、強烈な台風の襲来が懸念されます。市としましても、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、どうぞお力添えのほどをよろしくお願いを申し上げます。9月市議会定例会の閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さんでございました。

○議長(井上勝彦君)これにて、平成24年9月橋本市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さんでございました。

(午前10時24分 閉会)